

令和4年第5回（2022年第5回）
八街市農業委員会総会

令和4年5月9日
八街市農業委員会

令和4年第5回（2022年第5回）農業委員会総会

令和4年5月9日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 8. 山本和秀 | 14. 鶴澤良一 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中村宏之 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 小川正夫 | 17. 寺嶋邦夫 |
| 6. 師岡重良 | 12. 實川彰一 | 18. 石井一男 |
| 7. 望月浩樹 | 13. 板倉 功 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

2. 糸久邦夫

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	齋藤康博
副主幹	及川透	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時01分)

○岩品会長

令和4年第5回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定例総会にご出席いただき、ありがとうございます。

このところ梅雨のような陽気で、今後も、まだ1週間程度ぐずついた天気が続くようです。そんな中ですが、八街市の生産物が、先陣を切って春大根の出荷が始まっているようです。値段の方につきましては、高くもない、安くもない、いまいちというところですが、今後、春人参やスイカの出荷が続くわけですが、農業資材が高騰する中、我々生産者は、少しでも高い販売を望むわけですが、そのようになってくれれば本当にいいんです。農家をやっていると、こういう季節とも戦わなくちゃしょうがない、値段の方ともいろいろ考えなくちゃしょうがない、もう少し、もうかる農業、夢のある農業って、よく皆さん挨拶で言いますが、そういう農業ができたならなとつくづく感じているところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体で21件、その他議案2件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は17名です。

なお、推進委員の糸久委員より欠席の届けがありましたので、ご報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

それでは、会務報告をさせていただきます。

4月11日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

4月20日水曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

4月27日水曜日、午後2時30分から、農家組合連合会総会をJA千葉みらい八街支店2階会議室で開催されまして、岩品会長が出席されております。

4月28日木曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を、調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員、推進委員の高橋委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号5番、古市委員、6番、円城寺委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字東崎地先、地目、畑、面積42平方メートル。権利者事由、所有する農地の耕作道として利用したいため。義務者事由、権利者からの要望により。

続きまして、番号2、3は同様の内容となります。番号2、区分、売買、所在、東吉田字神明地先、地目、畑、面積875平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積927.3平方メートル。番号3、区分、所在、地目、同じく、面積50平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積428平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号4、区分、賃貸借、所在、砂字上新堤地先、地目、田、現況畑、面積707平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号5、区分、賃貸借、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積2,723平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号6、区分、賃貸借、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積991平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号7、区分、売買、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積975平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号5番は議案第4号1番、議案第1号6番、7番は議案第4号2番、3番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当委員の石井委員、調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

○師岡委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、自己所有農地の耕作道確保のための申請であります。

申請地について、位置はJR八街駅より西方向約3.5キロメートルに位置しています。境

界はコンクリート杭で区別されています。現況は、既に農道として使用されており、進入路は八街市道に面しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター2台、耕運機3台、2トントラック1台、軽トラック1台です。労働力は本人一人であり、技術力についても問題なく、面積要件についても、下限面積の50アールを満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他の参考になる事項として、営農計画は、果樹、スダチなどを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約0.2キロメートル、車で約1分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の各号の不許可基準には該当していないため、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番、3番について、寺嶋委員、調査報告をお願いします。

○寺嶋委員

議案第1号2番、3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。2番、3番は権利者が同じで、物件も隣接していますので、一緒に報告させていただきます。

当申請は農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地については、八街市役所より西方向へ約4.6キロメートル。両サイドが赤道に接続しており、平たんな優良な農地でした。現況はトラクターできれいにロータリーがかかっており、境界もはっきりしていました。進入路は両方向よりあり、便利なところで、申請地までは自宅より歩いて5分くらいのところ

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有する農機具はトラクター2台、耕運機2台、軽トラック2台です。労働力は祖父母と権利者の3名で、祖父母は農業経験が約50年です。労働日数は権利者が約300日、祖父母が100日ずつ手伝います。技術力があり、面積要件については50アール以上を耕作しております。

その他、参考になる事項として、営農計画は夏作に落花生、冬作に人参を作付する予定です。

以上の内容から、権利者が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事して、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本要件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないため、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号4番について、石井委員、調査報告をお願いします。

○石井委員

それでは、議案第1号4番、農地法第3条申請に係る調査結果についてご報告いたします。
位置は市役所より南西約5.5キロメートル、沖方面に向かう八街市道に隣接しているところでございます。現況は耕作放棄地ですが、高い草木はなく、地目は田んぼですが、現況は畑です。進入路は確保されています。

農地所有適格法人としての要件ですが、構成員、議決、それから、役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は満たしております。

権利者が所有及びリースする農機具は、軽トラック5台、それから、耕運機2台等です。労働力は役員5名で、3名が年間150日以上働いており、面積要件についても下限面積をクリアしています。

営農計画は牧草を作付する予定だそうです。会社から申請地まで約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利取得後に、効率的に利用すると認められますので、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、農地所有適格法人の要件も満たしていますので、問題ないと思います。

以上です。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番、3番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番、3番は許可することに決定します。

議案第1号4番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字堤向地先、地目、畑、面積918平方メートル。転用目的、共同住宅（1棟）及び駐車場（9台）用地。転用事由、アパート経営により、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積710平方メートルほか1筆、計2筆の合計904平方メートル。転用目的、貸駐車場（25台）用地。転用事由、近隣住民より要望があったため、貸駐車場を整備し貸し付けたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字清水沖地先、地目、畑、面積823平方メートルほか1筆、計2筆の合計999平方メートル。転用目的、共同住宅（2棟）及び駐車場（12台）用地。転用事由、アパート経営により、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本案件は、小規模開発による建築行為となります。これは、八街市小規模開発事業に該当し、都市計画法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われる。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、最初に議案第2号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

では、議案第2号1番、農地法第4条の規定による許可申請について調査報告申し上げます。まず、立地基準についてですが、申請地は、榎戸駅より南東方向へ約750メートルに位置し、進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断いたします。

次に、一般基準ですが、本申請は第1種中高層住居専用地域にあり、共同住宅1棟及び駐車場用地9台分ということですので、申請面積918平方メートルで、建築面積との関係においても面積は妥当と思われます。資金の確保につきましては、借入金で賄う計画になっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、事業計画については、土地を整地し、共同住宅を建築する部分及び周辺部分についてのみ、一部地盤改良工事を行うようです。また、隣接農地は対象地南側にあり、これは自己所有地であり、日照や通風への影響はほとんどありません。また、土砂の流出がないように、隣地との境界にはコンクリートブロック塀を設置するということです。

権利者は、高齢になり耕作するのが困難になり、今後の土地活用法として、泉台団地が隣接しており、利便性もよく、共同住宅の賃貸経営を行いたいということです。併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断されます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号2番、3番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第2号2番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約2キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は近隣住民からの要望により、当該申請地を貸駐車場として整備するものです。次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。

次に、申請地では、土砂等の搬出入はなく、碎石を敷き、一部をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、隣接農地所有者へ事業計画について説明し、了承しているということですので、周辺農地の営農条件へ支障を来すことはないと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、議案第2号3番について調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約1キロメートルに位置し、進入路は八街市道より確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は共同住宅6世帯2棟及び駐車場用地ということで、申請面積は999平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。造成計画は、外部から土砂を搬入する埋め立て工事はせず、砂利を敷いて整地するというこ

とです。この土地の選定理由については、申請地が道路に接し、下水道も整備されており、共同住宅の建設に適しているためです。

資金は借入金、事業計画は、用水は井戸水、雨水は敷地内に浸透貯水槽を設置し処理、汚水雑排水は公共下水道へ、土砂等の流出を防ぐため、ブロックを3段積みし、ネットフェンスを設置する計画になっています。

申請地に隣接する農地は権利者の所有地であり、権利移転に対して支障となるものはありま

せん。これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

議案第2号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当で決定します。

議案第2号3番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から番号5は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、一時転用、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積538平方メートルのうち0.33平方メートルほか2筆、計3筆の合計0.99平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号2、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積521平方メートルのうち0.33平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.66平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号3、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積512平方メートルのうち0.33平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.66平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号4、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積500平方メートルのうち0.33平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号5、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積495平方メートルのうち0.33平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号6から番号9は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号6、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積500平方メートルのうち0.34平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号7、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積577平方メートルのうち0.39平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号8、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積546平方メートルのうち0.36平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号9、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積497平方メートルのうち0.33平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号10、区分、売買、所在、八街字大池地先、地目、畑、面積232平方メートル。転用目的、宅地分譲（1区画）用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が宅地分譲（1区画）を造成し販売するというものです。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号11、区分、使用貸借、所在、大谷流字瀬田入地先、地目、山林現況畑、面積991平方メートルのうち346.69平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが手狭なため、親が所有する当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番から5番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から5番は関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の◎による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和3年5月27日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度お互いの責任について確約をされています。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号6番から9番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第3号、6番から9番については、同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されます。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページ、②の㉕による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、当申請は令和元年5月28日付けで許可されたものを継続するものです。耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、除草等しっかり管理されており、耕作者は引き続き営農に従事するということから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号10番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第3号10番について調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約500メートルに位置し、進入路は公衆用道路から八街市道に接続しており、確保されています。農地区分としては、事務指針28ページ、④の㉖の(ウ)に該当する第3種農地として判断しました。

一般基準ですが、権利者が申請地232平方メートルを取得して、宅地分譲用地として販売するもので、面積妥当と思われま

す。造成計画は、現在の地盤のまま使用するため、外部から土砂の搬入は行わない。通勤通学の時間帯は資材の搬出入は行わない。周囲をブロックで囲い、土砂等の流出を防止する計画になっています。

隣接農地はありません。

資金は自己資金、事業計画では、用水は公営水道、汚水雑排水は公共下水道、雨水は浸透枳処理になっています。

申請地には、権利移転に対して支障となるものはありません。

権利者は県内で宅地建物取引業をしており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま
す。
以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号11番について、中村宏之委員、調査報告をお願いします。

○中村宏之委員

議案第3号11番、農地法第5条申請に係る調査結果についてご報告いたします。

この申請は、権利者が親の土地を使用貸借し、専用住宅を建築し居住することを目的とした申請です。

初めに、立地基準ですが、申請地は、八街駅から南西方向へ約5キロメートルの大谷流地区にあり、川上小学校に隣接し、市道に面しています。近隣には農地と住宅が見受けられ、現況は不耕作地となっています。今回の申請地の農地区分は、事務指針29ページ、⑤の(b)第2種農地に該当するものと判断されます。

次に、一般基準ですが、申請の目的は、専用住宅を建築し居住することであり、許可後は、申請に沿った土地利用がされるものと判断されます。また、今回の転用面積は346平方メートルであり、一般専用住宅の許可基準上限のおおむね500平方メートルの範囲内であり、事業資金につきましては、借入金となっています。申請地には、小作関係、その他、権利移転について支障となるものはありません。

周辺農地への影響については、土地の造成は整地のみを行い、ブロックによる区画をして、隣接地への土砂及び雨水の流出を防止します。また、住宅の用水は井戸水を利用し、汚水雑排水は浄化槽を設置して道路側溝に接続されますので、影響はないものと思われま

す。なお、当該申請地は土地改良事業の受益地ではありません。

これらのことから、本件申請については、立地基準、一般基準ともに問題はないものと判断されます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号1番から5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から5番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番から9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番から9番は許可相当で決定します。

議案第3号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

議案第3号11番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積2,723平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年5月16日から令和4年8月13日までです。なお、本案件は、議案第1号5番に関連しております。

番号2、番号3は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号2、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積、991平方メートル。番号3、所在、地目、同じく、面積、975平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。工事期間は令和4年5月16日から令和4年8月13日までです。なお、番号2、番号3は、議案第1号6番、7番にそれぞれ関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、議案第1号5番から7番、議案第4号1番から3番について、石井委員、調査報告をお願いします。

○石井委員

それでは、この件ですけれども、先ほど、やったところに近いところですし、権利者、申請者も同じ人間ですし、使い方も牧草をまくということで、田んぼが埋め立てられるかの問題だけですので、同じような調査内容になっちゃいますけど、読み上げます。

それでは、議案第1号5、6、7番、議案第4号1、2、3番の調査結果を報告いたします。位置は市役所より南西約5.5キロメートル、小谷流の里に近い場所です。現況は耕作放棄地ですが、高い草木はなく、管理されています。進入路は確保されています。

それから、農地所有適格法人としての要件ですが、構成員、議決、役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は満たしています。権利者が所有及びリースする農機具は、軽トラック5台、耕運機2台等です。労働力は役員5名で、3名が年間150日以上、面積要

件についても、下限面積はクリアしています。

営農計画は、牧草を作付する予定で、会社から申請地まで約1キロメートル、車で5分です。

以上の内容から、権利取得後、効率的な利用をすると認められますので、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、農地所有適格法人の要件も満たしていますので、問題ないと思います。

以上でございます。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号5番から7番を許可すること及び議案第4号1番から3番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第1号5番から7番を許可すること、及び議案第4号1番から3番を交付することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中村勝行委員及び板倉委員、退席をお願いします。

(中村勝行委員・板倉委員 退席)

○岩品会長

それでは、事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和4年4月20日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立野、地目、畑、面積6,989平方メートルのうち5,331平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積11,814平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は7年、新規です。

番号2、所在、八街字追分台、地目、畑、面積1,609平方メートルのうち1,579平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,737平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、再設定です。

番号3、所在、八街字五方杭及び東吉田字平井、地目、畑、面積5,950平方メートルのうち2,891平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,208平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号4、所在、八街字笹引、地目、畑、面積2,396平方メートルのうち1,030平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定及び新規です。

番号5、所在、四木字東四木、地目、畑、面積1,864平方メートルほか13筆、計14筆の合計面積23,100平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は4年、新規です。

番号6、所在、小谷流字野出、地目、畑、面積3,277平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、新規です。

番号7、所在、沖字西沖、地目、畑、面積2,641平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号8、所在、山田台字山田台及び宮ノ原、地目、畑、面積1,983平方メートルのうち1,551平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積15,323平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は4年、新規です。

番号9、所在、山田台字宮ノ原、地目、畑、面積1,983平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から9までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

中村勝行委員及び板倉委員、着席をお願いします。

(中村勝行委員・板倉委員 着席)

○岩品会長

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字北夕日丘、地目、畑、面積8,313平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,663平方メートル。合意の成立日、令和4年2月20日。土地引渡時期、令

和4年4月30日です。

番号2、所在、勢田字込、地目、畑、面積4,525平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積10,716平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期、令和2年12月31日です。

番号3、所在、小谷流字馬道台、地目、畑、面積3,120平方メートルのうち1,127平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期、ともに、令和4年4月15日です。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第2号について、及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

15ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、東吉田字和田地先、地目、畑、面積6,304平方メートルのうち105平方メートル。目的、農業用駐車場用地。事業内容、農作業用車両の駐車スペースが必要なため、駐車場を確保したいとのことでした。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号、第2号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ、藤崎委員。

○藤崎委員

14ページの報告第1号1番の賃借人と15ページの報告第2号1番の申請者なんですけれども、具体的な会社の内容というのは、どういうものなのか、教えてください。

○岩品会長

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

この会社につきましては、農地所有適格法人で、令和3年度に東吉田地区において買受適格証明を受け、農地所有適格法人として競売により、農地を取得されております。事業内容としては、主に、露地野菜を作付しております。

○藤崎委員

露地野菜といっても、これは販売用じゃなくて、普通、〇〇化学というと農薬メーカーじゃないですか。〇〇ケミカルということは、農薬を生成したりなんかする実験に使うようなことというのはないのかなと、ちょっと疑問に思ったので。

○及川副主幹

この申請者は、その会社から独立して、この会社というのが、保育園とか、幼児教育もしている会社が親会社にありまして、食育を絡めた形で農業をしたいというのが大本のスタートで、新たに法人を立ち上げた会社です。なので、農薬とかというのは一切なく、あくまでも農作業

をして、子どもたちに、例えば、芋掘り体験をさせたいとか、そういったことが主の目的だったらしいので。そのような業者ですね。

○藤崎委員

分かりました。

○岩品会長

これ、小さくてちょっと見づらいですけど、会社の所在地で、〇〇ケミカル〇〇ビルの中に事務所があるということなんですよ。いいですか。

ほかに何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。ご苦労さまでした。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後3時54分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番